

ルニ良業ナシト拒絶セラシ更ニ協議ノ上 争議中
ヨリ

請求書

- 一 解雇手當 銀五万円
 - 一 争議中日給金額支拂フコト
 - 一 争議費用金三万円 但一日ヲ延ビル毎ニ金百円ヲ支拂フコト
 - 一 若シ之ニ應セサル 場合ニハ 工場閉鎖 経営及業務
但争議中、日給金額支拂フコト
 - 一 争議費用金三万円支拂フコト
 - 一 本直請求書也
- 昭和七年七月二十二日 争議団 一月
旭家具裝飾株式會社 股

四 調停状況

前記請求書は、會社側ハ空想ニ於カサル旨ヲ矣
ハタルニ曰ク、折讓之ヲ争議団ニ期待セリ
(1) 直後八月五日若俊代表會見セルカ會社側ニ於テハ
請求ハ過大ニシテ到底解決スルコト不能ナリト述
ハ決裂ニ至リシカ翌方ヨリ會見ノ際争議団側ヨリ要
求ハ最後案ニシテ會社ノ空想スル迄斗争スヘシト
故言ニ何等得ル事ナク引揚ケタリ
(2) 最後案實ノ交渉ハ依然進展セザルヲ以テ決記ノ如
ク若俊調停員ニ相談ニ折衝セシメツ、ヤリ
叙上ノ狀態ニ鑑ミ當庭調停課ヲシテ折衝ノ氣遣ヲ促
スヘク八月十三日争議團長細川善右衛門外五名ニ出